

横浜版脱炭素化モデル事業 質問回答書

分類	No.	質問	回答
構成事業者	1	構成団体について、株式会社と小売事業者の2社での応募は可能でしょうか。	構成事業者は地域課題解決ができる団体及び事業者を必須としております。地域課題解決ができる団体とは、地域と連携してまちづくりを実施している地域住民を主とした団体等を意味しており、この団体によって地域の課題把握、合意形成等が円滑化され、地域課題解決ができる事業者（法人等）により、課題解決を実施することを意味しています。 (募集要項3本提案募集の基本条件(8)(11)参照)
	2	「地域課題解決ができる団体及び事業者」について、該当会社が株式会社の場合、その証明はどのように記載すればよろしいでしょうか。	地域課題解決ができるか否かは、選定時に本市において提案内容等を考慮し判断させていただきますので、応募様式に従いご提出ください。なお、地域課題解決ができる団体及び事業者についてはNo.1の回答をご参照ください。 (応募様式及び記載の留意点等参照)
	3	連携について、構成事業者内の連携が評価の対象となる認識でよろしいでしょうか。構成事業者外との連携については計画に記載する必要はありますかでしょうか。	「連携・協力等のあり方について、具体的かつ効果的か」等の視点で評価いたします。これは個別の取組に対し、支援体制が構成事業者内で構築されているか等、主に様式8及び9において評価します。また、構成事業者外との連携は、可能な範囲で計画書に記載してください。 (横浜版脱炭素化モデル事業評価基準参照) (応募様式及び記載の留意点等参照)
	4	連携について、外部連携を想定する場合は構成事業者としての参画が必須でしょうか。	事業期間中に一時的な関りのみを持つ事業者等、事業実施のうえで関係する全ての事業者等を構成事業者に参加させる必要はありません。 (募集要項3 本提案募集の基本条件(8)参照)
	5	事業期間中、構成企業や構成団体を変更する（となる）際はどのような手続きが必要でしょうか。	選定後、基本協定書の中で定めます。
	6	事業期間中、地域の任意団体の活動終了、方針変更などが発生し、構成団体からはずれる場合にはどのような手続きが必要でしょうか。	選定後、基本協定書の中で定めます。
	7	提案が選定された後に、構成事業者の事情等により取り組みの実施が出来なくなった際にどのような手順・手続きが必要か教えていただけませんか。	選定後、基本協定書の中で定めます。
補助金	8	市の補助金と国（各省庁）の補助金を併用してもよろしいでしょうか。 (国の補助金を来年度申請する可能性がある場合)	国並びに本市の補助金要綱等の規定に抵触することがなく、各々の補助金の使途が各補助金要綱に準じて明確である場合には、併用が可能です。
	9	財産処分の制限期間として、太陽光発電設備は5年間という解釈でよろしいでしょうか。	太陽光発電設備を含む構造物は15年（ただし、蓄電池電源設備は6年とする）としており、その他の5年とは設計の成果品等としています。 (補助金交付要綱第18条第1項参照)

補助金	10	令和4年に設計と工事が途中の場合でも、上限500万円は出るものと考えてよろしいでしょうか。また、令和5年工事完了の場合、令和6年の市の財産支援の有無をご教授願います。	選定後、事業全体（通期）の基本協定書を締結します。その後、各年度において補助対象事業を記載した補助金交付を申請していただきます。各年度の補助金交付申請書に掲載された設計・工事が同年度の1月末までに完了する場合は、補助金交付対象となります。また、当初予定していた事業全体の工事が令和5年度で完了した場合は、令和6年度の補助金交付はございません。
	11	補助金交付額の上限は、見積額が500万（税込）以上であれば上限額を交付頂けるということでしょうか。	補助金交付要綱等に準じて審査を行い、単年度の補助対象経費が500万円を超えた場合には500万円が上限額となります。ただし、補助金は対象工事等の完了後に所定の手続きを経た後の交付が原則となります。
	12	非化石証書の使用について言及がありますが、発電設備への補助金ではなく非化石証書を用いた施策に必要な設備の導入についても補助の対象に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、非化石証書を使用して購入した電力料金の費用について補助対象となるのでしょうか。	「補助金交付要綱第4条第1項」のとおり、地域内発電設備等の脱炭素に資する施設整備を対象としています。
	13	補助事業が複数年にまたがる場合において、1期目に工事費の支払いまで至らない場合、2期目の補助は500万円が上限となり、1期目の上限の500万円は繰り越されず、3期目と合わせて1000万円が上限となるのでしょうか、あるいは1期目の申請自体から先の期間が繰り越されるのでしょうか。	補助金は協定締結を初年度として令和4年度から令和6年度までの連続する3か年度を対象とし、単年度上限500万円としているため繰越はできません。よって、1期目に補助金の交付ができなかった場合、2期目と3期目各500万円が上限となります。ただし、各年度予算の範囲内で交付します。（補助金交付要綱第4条第2項及び第4項）
	14	単年度500万円が上限のうち、設計100万円の補助金を受領した場合、その年の工事費の補助金は400万円ということでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、各年度予算の範囲内で交付します。
	15	補助金申請は各年度ごとに申請が必要でしょうか。また設計、工事はそれぞれで申請が必要となりますでしょうか。	補助金の交付申請は各年度の申請が必要です。また、設計と工事を同時に申請ができる場合、統合した形での申請が可能です。
	16	横浜市補助金等の交付に関する規則第25条の但し書に定められる点について、期間は本補助金要綱第18条に記載されていますが、事業者側の都合で事業を中止したい場合は補助金を返還することで本事業を中止できる（要件を満たす）という理解でよろしいでしょうか。	補助金の交付については、補助金規則に定めるもののほか、要綱により定めています。よって、補助事業者が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合、財産の処分の制限はなく、ご質問の通りとなります。（補助金交付要綱第1条第2項）
	17	提出した事業計画を進める中で、市場の状況等により設置設備の仕入れが遅れた場合などの際に、交付申請や補助対象期間自体の変更（後ろ倒し）が可能でしょうか。	やむを得ない理由により工期を変更する場合は補助金交付変更申請書を提出し、本市が承認した場合、補助金交付変更承認通知書をもって変更できます。ただし、補助事業は当該年度の1月末日までに完了する経費に限るため、1月末日を超える工期に変更はできません。不測の事態が発生した場合には、別途協議を行います。（補助金交付要綱第4条第4項、第8条、第9条参照）
	18	太陽光パネル等を乗せる鉄骨架台の財産処分期限は「その他（5年）」という考えで良いでしょうか、あるいは「構造物（15年）」と見るべきでしょうか。	太陽光発電設備を含む構造物は15年（ただし、蓄電池電源設備は6年とする）となります。なお、その他の5年とは設計の成果品等を意味しています。（補助金交付要綱第18条第1項参照）

補助金	19	要綱18条を踏まえたうえで、対象事業年度5年間が終了する前に撤去や移設の可能性がある場合、事業中止の手続き、補助金返納等の条件などはあるのでしょうか。また外部環境が変わっていくうえで15年間で機器の撤去や更新が必要と判断した場合はどのような協議が必要でしょうか。	財産の処分の制限は構造物は15年（ただし、蓄電池電源設備は6年とする）、その他は5年としており、これを経過する前に廃棄等を行う場合、交付決定内容等変更届出書・承認申請書（第16号様式）を提出してください。また、協議の内容については「補助金交付要綱第18条第3項」とおりのとおりです。
事業計画・収支計画	20	脱炭素化の取り組みについては、明確な削減量の算出が難しい取り組みも想定されるが、長期的に脱炭素化に資する取り組みも提案として問題ないでしょうか。	脱炭素化の取組としては再生可能エネルギーの地産地消を基本条件としており、それ以外の取組については広く提案を募集しています。なお、補助金交付の対象となる施設整備か否かの判断は、あくまで基本協定書を締結したのちの各年度の交付決定により通知します。
	21	収支計画について、補助金に該当する部分においては補助金の想定も見込んだ収支計画で問題ないでしょうか。	ご質問のとおり、補助金交付の想定があれば、記載してください。
	22	運営収入・費用については、当該エリアで既に実施しているまちづくり事業と連携した施策を実施する場合、別途の事業で計上されているものとして、収入・費用を0円として計上して差し支えないでしょうか。	ご質問のとおり、既に実施しているまちづくり事業において計上されている場合、0円として記載してください。
エリア	23	共通の性質を持っているエリアに関しては、実地的に隣接するエリアでなくても一つのエリアとして提案を行ってよろしいでしょうか。	同じ地域課題を抱えている等、共通の性質を持っているエリアであれば、地理的に隣接している必要はありません。エリア設定についての詳細説明は、提案書にご記載ください。
その他	24	事業者の意図に依らない事情（天災による被災等）で、事業を継続ができないと判断した場合に、協議方と必要な手続きについてご教示いただけますでしょうか。	詳細は選定後、基本協定書の中で定めていきます。
	25	自社では再エネ導入が難しい場合、例えば市所有の未利用地の有効活用をさせて頂くことは可能でしょうか。	市所有の未利用地の有効活用については、原則、想定しておりませんが、市所有の未利用地活用が事業を実施するにあたって必要な場合は、その旨提案書にご記載ください。
	26	評価に「地域の課題解決やまちづくり」の配点は何点ありますでしょうか。	「横浜版脱炭素化モデル事業評価基準」とおりのとおりです。
	27	今回の応募要件にある「地域課題の解決や賑わいづくりを同時に実施するまちづくり提案とすること」とは、どのような事業があてはまるのでしょうか。具体的な例などがあると助かります。	記者発表資料に掲載しているイメージ図において、具体的な例示をしております。なお、取組については地域それぞれの特性に応じた提案としてください。 (横浜市記者発表資料(令和4年7月1日横浜版脱炭素化モデル事業の提案を募集)参照)
	28	今回の応募要件にある「地域課題の解決や賑わいづくりを同時に実施するまちづくり提案とすること」にはたとえば「地域マイクログリッドの構築」もあてはまるのでしょうか。	地域マイクログリッドの構築が、提案エリア内における「地域課題の解決や賑わいづくり」に資する提案でしたら、要件に該当します。

その他	29	<p>再生可能エネルギーの地産地消の観点から、地域内発電の電力を地域で使用することとあるが、ここでいう地域とはただ単に提案したエリア内であれば良いということなのか、公共的に広く地域で利用しなければならないのか。現在ある地域でメガソーラーを計画しておりますが、このメガソーラーで発電した電力を全て地域で利用しなければならないのか伺います。</p>	<p>再生可能エネルギーの地産地消とは、提案エリア内で発電した電力を提案エリア内で使用することを指しています。また、補助金にて整備した施設により得られる電力又は収益等は地域に利用することとしています。よって、補助金の交付により設置した発電設備等は地域で利用、又は売電した収益を地域課題の解決や賑わいづくりなどに活用する必要があります。</p> <p>一方、補助金の交付外の施設については用途を指定していません。</p> <p>(募集要項3 本提案募集の基本条件(2)参照) (補助金交付要綱第4条第3項参照)</p>
-----	----	--	--